

令和5年第5回新地町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和5年5月17日(月)午後1時28分から午後1時51分

2. 開催場所 新地町役場全員協議会室

3. 召集委員及び出席並びに欠席委員

出席 農業委員 8名

欠席 農業委員 2名

農業委員		
番号	氏名	出欠
1番	星 美代子	欠席
2番	阿部 謙一	出席
3番	菅野 昌孝	出席
4番	川上 敦史	出席
5番	永澤 広美	出席
6番	荒 勇一郎	欠席
7番	後藤 一茂	出席
8番	阿部 庄一	出席
9番	清野 敏興	出席
10番	鈴木 功	出席

4. 議事録署名委員

番号	氏名
8番	阿部 庄一
9番	清野 敏興

5. 職務のため総会に出席した者

職	氏名
事務局長	岡田 健一
事務局次長	菅野 正浩
農地係長	常陸 浩一

6. 議事

- 報告第 1号 令和5年第5回総会までの主な行事について
- 議案第20号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 議案第21号 農用地利用集積計画(案)に係る意見について
- 議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第24号 令和4年度農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について

会 長 　　ただいまより令和5年第5回農業委員会総会を開催いたします。

（あいさつ）

会 長 　　続きまして、次第3の議事録署名人の指名についてですが、
8番 阿部庄一委員と9番 清野敏興委員にお願いします。
なお、欠席者は1番 星美代子委員と6番 荒勇一郎委員が諸事情で欠席
しております。

　　それでは、次第4の議事に入ります。報告第1号令和5年第5回総会ま
での主な行事について、事務局より報告願います。

事務局長 　　私のほうから、報告第1号令和5年第5回総会までの主な行事について、
ご報告いたします。

　　5月9日から10日、農業委員会業務説明会、福島市において、菅野次長
が出席しております。

　　5月10日、農地法申請等の現地調査として、町内において、菅野委員、
阿部謙一委員、目黒委員、加藤委員、常陸係長が実施しております。

　　5月11日には、前期農業委員会会長・事務局長研修会として、福島市に
おいて、鈴木会長、事務局長が出席しております。

　　5月12日には、経営基盤強化促進法等の改正に係るキックオフミーティ
ングということでWEB会議がございましたが、こちらは欠席となりました。

　　以上です。

会 長 　　ただ今事務局長から報告第1号について説明がありましたが、何かご質
問・ご意見があればお受けします。何かございませんか。

〔「ありません」の声あり〕

会 長 　　ないようですので、報告第1号については以上で終わります。

　　議案第20号農地法第18条第6項の規定による通知について、1番から
2番を事務局より説明を求めます

事務局 　　私のほうから、議案第20号 農地法第18条第6項の規定による通知に
ついて、1番及び2番をご説明いたします。議案は2ページになります。賃
貸人及び賃借人、届け出のあった農地は、議案に記載のとおりであります。

これにつきましては、農地中間管理事業法による賃貸借権の合意解約で、賃貸人および借入人の都合により令和5年4月18日付けで賃貸借の解約をし、令和5年4月28日に土地の引き渡しをするものであります。

なお、本日の午前中に開催いたしました農地利用最適化推進委員会会議におきまして、農地利用最適化推進委員からは、意見がございませんでしたので、ご報告いたします。以上でございます。

会 長 ありがとうございます。ただ今事務局から説明がありましたが、何かご質問・ご意見があればお受けいたします。何かございませんか。

〔「ありません」の声あり〕

会 長 ないようですので、原案どおり承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

会 長 異議なしと認め、議案第20号農地法第18条第6項の規定による通知について、1番から2番を原案どおり承認いたします。

会 長 議案第21号農用地利用集積計画（案）に係る意見について、利用権設定の1番から2番を事務局より説明を求めます。

事務局 議案第21号 農用地利用集積計画（案）に係る意見について、ご説明いたします。これについては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、町より農業委員会に対し農用地利用集積計画（案）に係る意見を求められているため提出するものであります。

議案は3ページになります。

1番については、賃貸人・借入人・届出のあった農地、貸借期間は議案に記載のとおりであります。賃借料は10アールあたり米30kgで貸し付ける計画であります。

2番については、賃貸人・借入人・届出のあった農地、貸借期間は議案に記載のとおりであります。賃借料は10アールあたり5,000円で貸し付ける計画であります。

1番及び2番ともに期間満了に伴い再設定するものであります。

なお、本日の午前中に開催いたしました農地利用最適化推進委員会会議におきまして、農地利用最適化推進委員からは、意見がございませんでしたので、ご報告いたします。以上でございます。

会 長 　　ただ今事務局から説明がありましたが、何かご質問・ご意見があればお受けいたします。何かございませんか。

〔発言する人なし〕

会 長 　　ないようですので、原案どおり承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

会 長 　　異議なしと認め、議案第21号農用地利用集積計画（案）に係る意見について、利用権設定の1番から2番を原案どおり承認し、適正として新地町長へ意見を送付いたします。

議案第22号農地法第3条の規定による許可申請について、1番から4番を事務局より説明を求めます。

事 務 局 　　議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

1番について、議案は4ページになります。

譲渡人・譲受人・申請地は、議案に記載のとおりであります。申請は、売買による所有権の移転であります。譲受人は、取得する田に水稻を栽培する計画であります。

2番について、譲渡人・譲受人・申請地は、議案に記載のとおりであります。申請は、売買による所有権の移転であります。譲受人は、取得する畑に樹苗、緑化樹を生産する計画であります。

3番について、議案は5ページになります。

譲渡人・譲受人・申請地は、議案に記載のとおりであります。申請は、贈与による所有権の移転であります。譲受人は、取得する田に水稻、畑には蔬菜を栽培する計画であります。

4番について、議案は6ページになります。

譲渡人・譲受人・申請地は、議案に記載のとおりであります。申請は、贈与による所有権の移転であります。譲受人は、取得する田に水稻、畑には野菜を栽培する計画であります。

なお、本日の午前中に開催いたしました農地利用最適化推進委員会議におきまして、農地利用最適化推進委員からは、意見がございませんでしたので、ご報告いたします。以上でございます。

会 長 　　ただ今事務局から説明がありましたが、何かご質問・ご意見があればお受

けいたします。何かございませんか。

会 長 はい、8番 阿部庄一委員

阿部(庄)委員 3番なんですけども、祖父孫間贈与とありますが、これは親子ではないのですか。

会 長 事務局、お願いします。

事務局 これは、祖父から孫への贈与の申請でございます。

阿部(庄)委員 理由はわかりませんが、親子間が普通だと思うのですが。

事務局 孫の譲受人は農業法人を立ち上げて、農業をやってらっしゃる方でございます。そういうこともありまして、孫に有効活用してもらおうというような話でございます。

阿部(庄)委員 わかりました。

会 長 その他にございませんか。

[発言する人なし]

会 長 ないようですので、原案どおり承認することに異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

会 長 異議なしと認め、議案第22号農地法第3条の規定による許可申請について、1番から4番は原案のとおり承認し「許可」といたします。

会 長 議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請について、1番から3番を事務局より説明を求めます。

事務局 議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請について、1番について説明いたします。議案は7ページ、資料は1ページから3ページになります。

譲渡人と譲受人、申請地は議案に記載のとおりであります。転用目的は個人住宅であります。権利の移動は売買による所有権移転であります。転用の

ための防除施設の概要については、議案に記載のとおりであります。転用面積は、必要最小限に抑えられており、工事期間や資金も問題はありません。

申請地の農地区分については、ある程度宅地化が進んでいる地域であるため、第3種農地であります。具体的には住宅もしくは事業施設や公共施設が50m以内の間隔で概ね50戸以上連たんしており、それらの施設の外縁部を結んだ線の内側に申請地が入るためであります。申請地の農地区分については、直径50m以内の宅地が連たんしておりまして、そのエリアの中に申請地があることから第3種農地と判断されます。第3種農地であるため、許可の要件は満たしております。

2番について説明いたします。議案は8ページ、資料は4ページから6ページになります。

譲渡人と譲受人、申請地は議案に記載のとおりであります。転用目的は太陽光発電であります。権利の移動は売買による所有権移転であります。転用のための防除施設の概要については、議案に記載のとおりであります。転用面積は、必要最小限に抑えられており、工事期間や資金も問題はありません。

申請地の農地区分については、農地の集団性もなく農業公共投資の対象になっていないことから第2種農地と判断されます。他に適した土地を見つけられなかったことから、許可の要件は満たしております。

3番について説明いたします。議案は9ページ、資料は7ページから9ページになります。

譲渡人と譲受人、申請地は議案に記載のとおりであります。転用目的は太陽光発電であります。権利の移動は売買による所有権移転であります。転用のための防除施設の概要については、議案に記載のとおりであります。転用面積は、必要最小限に抑えられており、工事期間や資金も問題はありません。申請地の農地区分については、農地の集団性もなく農業公共投資の対象になっていないことから第2種農地と判断されます。他に適した土地を見つけられなかったことから、許可の要件は満たしております。

なお、1番から3番は本日の午前中に開催いたしました農地利用最適化推進委員会会議におきまして、農地利用最適化推進委員からは、意見がございませんでしたので、ご報告いたします。以上でございます。

会 長 この件に関しましては、5月10日に現地調査を行っておりますので、調査の報告をお願いいたします。

阿部(謙)委員 議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請について、5月10日に菅野昌孝委員、目黒敏夫委員、加藤博委員、私と事務局で現地調査したことを報告いたします。

1番について説明いたします。議案7ページと資料1ページから3ページ

ジをご覧下さい。現地の周辺は、資料の1ページから2ページの記載とおりで、南に向かって少し傾斜のある土地であります。転用目的及び防除施設については、事務局からの説明のありましたとおりで、他の方の農地への影響は及びにくいかと見て参りました。

続きまして2番を説明いたします。議案8ページと資料の4ページから6ページをご覧下さい。申請地は、議案に記載のとおりであります。現地の周辺は、資料の4ページから5ページの記載とおりで、平たんな土地であります。転用目的及び防除施設については、事務局からの説明のありましたとおりで、他の方の農地への影響は及びにくいかと見て参りました。

3番を説明いたします。議案9ページと資料の7ページから9ページをご覧下さい。申請地は、議案に記載のとおりであります。現地の周辺は、資料の7ページから8ページの記載とおりで、南に向かって少し傾斜のある土地であります。転用目的及び防除施設については、事務局からの説明のありましたとおりで、他の方の農地への影響は及びにくいかと見て参りました。

以上で現地調査報告を終わります。

会 長

ありがとうございます。

それでは、議案第23号の1番から3番について、質疑に入ります。何かご質問・ご意見のある方はお受けします。何かございませんか。

〔発言する人なし〕

会 長

ないようですので、原案どおり承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

会 長

異議なしと認め、議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請について、1番から3番は原案のとおり承認し「許可相当」として福島県知事へ意見を送付いたします。

会 長

議案第24号 令和4年度農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、事務局より説明を求めます。

事務局

議案第24号 令和4年度農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、説明いたします。

これについては、令和4年2月25日付けの農林水産省経営局長及び農地政策課長通知に基づき、農地等の利用における最適化の推

進を図るため、年度ごとに最適化活動の目標の設定し、翌年度に点検・評価を推進状況と事務の実施状況として公表することが義務付けられております。

最適化活動の目標は、令和4年6月15日に開催されました令和4年第6回農業委員会総会において議決されたものであります。

議案の10ページから16ページが農地利用最適化の推進状況と事務の実施状況の内容であります。農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況は、議決された場合、福島県知事と福島県農業会議へ報告するとともに、全国農業会議のホームページにも掲載する予定であります。

なお、本日の午前中に開催されました農地利用最適化推進委員会にて、推進委員より意見を伺いましたが、意見はございませんので、ご報告致します。

以上でございます。

会 長 議案第24号について、質疑に入ります。何かご質問・ご意見のある方はお受けいたします。何かございませんか

〔「ありません」の声あり〕

会 長 質問もないようですので、議案第24号を原案どおり承認することに、異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

会 長 異議なしと認め、議案第24号 令和4年度農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について承認し、福島県知事と福島県農業会議へ報告いたします。

会 長 これで、本日の日程はすべて終了いたしましたので、令和5年第5回農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。